

武雄税務署 Information

01 令和3年分確定申告 雑損控除等計算説明会

令和3年8月11日からの大雨による災害により被害を受けられた方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

Q 雑損控除ってなに？

A 災害によって住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告をすることにより所得税の全部または一部を軽減することができます。
(※事業用の資産は対象になりません。)

日時 12月13日(月)、14日(火)、16日(木)
午前の部 9:00~12:00 / 午後の部 13:00~15:00

場所 武雄税務署 第1・2会議室(市役所5階)

持ってくるもの

- ① 被害を受けた土地、家屋の所有者、取得時期、取得価格、面積の分かるもの(売買契約書、登記簿謄本、固定資産課税明細書など)
- ② 被害を受けた家財、車両の取得価格、取得時期の分かるもの(売買契約書、領収書等)
- ③ 被害を受けた資産に対する修繕費、取り壊し費用、除去費用などの分かるもの(領収書、請求書、見積書)
- ④ 被害を受けた資産について保険金や補助金を受け取った場合、金額の分かるもの
- ⑤ 災証明書

※損害額より大きい保険金を受領した場合など、軽減措置が受けられないこともあります。
上記日程以外でも随時相談を受け付けています。(※要予約)



02 スマホで申告できます！ スマホ申告説明会

マイナンバーカードやe-Tax用ID・パスワードをお持ちの方は、スマートフォン(以下「スマホ」)でお手軽に確定申告ができます！



スキマ時間でどこでもできる



面倒な計算必要なし



コロナの心配・仕事を休む必要なし

日時 12月14日(火)、16日(木) 16:00~17:30

場所 武雄税務署 第1・2会議室(市役所5階)

定員 20名(※要予約)

対象 給与・年金収入の方(住宅ローン控除が1年目の方を除く)

- ※ ご自分のスマホ及び運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。
- ※ e-Taxが可能となる「ID・パスワード」の発行もあわせて行います。
- ※ 新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。



詳しくは

武雄税務署 個人課税第1部門 電話0954-23-2128(直通)